

第59回IFA大会の報告

——国際的企業買収を中心として——



東京大学法学部教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成17年9月29日開催の海外税制懇談会における、東京大学法学部教授増井良啓氏の『第59回IFA大会の報告～国際的企業買収を中心として～』と題する講演内容をとりまとめたものである。

(目 次)

I. ブエノスアイレス大会の概要

II. 源泉地と居住地

1. アルゼンチン支部が強く推した論題
2. 現行ルールとその改変提案
3. 関連する4つのセミナー
4. 補論・米国の税制改革諮問委員会の議論

III. 国際的企業買収

1. 多国籍企業の事業展開において避けられない課税問題
2. 4つのパターンと各国の対応
 - (1) 総括報告書の枠組
 - (2) 全部買収：Target側
 - (3) 全部買収：Acquirer側
 - (4) 部分買収
 - (5) 対等の企業合同 (merger of equals)

3. 企業買収後の組織再編

- (1) ターゲット利益の還流
- (2) 資産の整理統合
- (3) 取得価額のステップ・アップ
- (4) 負債のプッシュ・ダウン

4. 企業買収の資金調達

5. 日本への示唆

IV. その他のセミナー

1. IFA/OECD
2. 国際課税の最近の展開
3. 納税者の権利
4. 経済共同体における税制の調整
5. 租税条約における翻訳

V. 今後の予定

I. ブエノスアイレス大会の概要

IFA (International Fiscal Association) は1938年に設立された、民間の研究団体である。毎年、世界の各地で大会を開いている。

その第59回大会が、2005年9月11日から16日にかけて、南米のアルゼンチン、ブエノスアイレスで開催された。

今回の学術プログラムを表にまとめると、次の通りである。

	午 前	午 後
月 曜	第1 論題・源泉地と居住地	第1 論題セミナー・源泉地課税：税額決定の実務的問題
		セミナーA・納税者の権利
火 曜	第2 論題・国際的企業買収	第2 論題セミナー・企業買収後の組織再編
		第1 論題セミナー・居住地課税：二重課税排除の実務的問題
水 曜	セミナーB・IFA/OECD	第2 論題セミナー・企業買収の資金調達
		セミナーC・経済共同体における税制の調整
木 曜	セミナーD・国際課税の最近の展開	セミナーE・源泉地課税からの離脱：供給チェーンの再編
		セミナーF・不動産会社株式のキャピタル・ゲイン

II. 源泉地と居住地

1. アルゼンチン支部が強く推した論題

第1 論題は、源泉地課税と居住地課税について、その新しい形をさぐるというものであった。大会の論題は、IFAの常設学術委員会で決定する。この論題の決定は、アルゼンチン支部の意向をうけていた。

もともと資本輸入国は、源泉地ベースの課税を重視する。南米諸国ではその傾向が強い。特にアルゼンチンは、1932年に所得税を導入して以来、長い間、源泉地課税一本でやってきた。つまり、内国法人であるか外国法人であるかを問わず、国内源泉所得だけに課税するやり方をとってきた。

ところが、1992年に、全世界所得課税の原則に切り替えることとされた。この原則変更はすぐには実施されず、ようやく1998年から、内国法人に対して、全世界所得に課税することになった（以上につき、Adolfo Atchabahian, Argentina's Income Tax on Individuals, Undivided Estates and Non-Resident Taxpayers, Bulletin for International Fiscal Doc-

umentation, Vol. 59, No. 8/9, 334 <2005>; Enrique L. Scalone, Corporate Income Taxation in Argentina, Bulletin for International Fiscal Documentation, Vol. 59, No. 8/9, 327 <2005>; Antonio Hugo Figuerora, Bulletin for International Fiscal Documentation, Vol. 59, No. 8/9, 379 <2005>。また、1950年代から、ラテン・アメリカの法律家と政治家が、所得の生産された国における課税をterritorialityまたはsourceの原則と呼んで、その採用を熱烈に唱道していたことにつき、Klaus Vogel, "State of Residence" may as well be "State of Source" —There is no Contradiction, Bulletin for International Fiscal Documentation, Vol. 59, No. 10, 420 <2005>）。

この中で、常設学術委員会に出ているアルゼンチン代表が、源泉地課税と居住地課税の新しい形については是非とも議論したい、と主張した。こうして論題と総括報告者を決定したのが2003年2月のことである。

その後、2年の準備をへて、支部報告書と総括報告書が用意され、今回の大会に至った。日本支部からは、川端康之教授が支部報告書を提出された。

2. 現行ルールとその改変提案

このような準備をへて、月曜午前のセッションが開かれた。

居住地と源泉地の間でどのように税収を分け合うかは、原理的な問題である。総括報告書の多くの部分が、学説の紹介であった。このように広い論題について、1000人近い聴衆のいる会場で活発に議論をすすめるためには、やや工夫を要する。このセッションでは、6つの命題を提示して、それぞれを聴衆の投票にかける方式をとっていた。

たとえば、利子について、次の命題を提示する。その命題とは、「債務者が事業を行っている国のみに課税権を与え、しかも、事業所得に準じたネットの金額に対して課税する」というものである。そのうえで、まず、聴衆に賛否を問う。そうしておいて、パネリストの一人が賛成論を展開し、もう一人が反対論を展開する。さらに、聴衆から意見があればそれをきく。最後に、まとめの意味で、再度、聴衆に賛否を問う。投票の結果は、電子機器を利用し、すぐにスクリーンに映しだす。この命題については、賛成が4割、反対が6割であった。

3. 関連する4つのセミナー

第1論題に関連して、4つのセミナーが開かれた。

その1は、月曜午後のもので、「源泉地課税における税額決定の実務的問題」を扱った。PEに帰属すべき所得の範囲や、利子・使用料などについて、事例を検討した。

その2は、火曜午後の「居住地課税における二重課税排除の実務的問題」である。日本からは岡田至康氏がパネリストとして参加され、外国税額控除の諸方式についてプレゼンテーションされた。

その3は、セミナーE「源泉地課税からの離脱」である。供給チェーンの再編に伴い、移転価格税制の適用関係がどうなるかを検討した。多国籍企業のビジネスモデルが変化し、現地子

会社の果たす機能や負うリスクが小さくなっていく。そこで、現地子会社の役割を見直すその時点での課税問題、再編したあとの定常的な課税問題、現地子会社を外国親会社のPEとみなす可能性、について議論した。

その4は、セミナーF「不動産会社株式のキャピタル・ゲイン」である。不動産の譲渡益に対しては、不動産所在地国が源泉地国として課税できる。これに対して株式の譲渡益は、一般的に譲渡人の居住地においてのみ課税する。そこで、不動産が会社の株式に化体する場合に、不動産所在地国はどこまで源泉地課税を及ぼせるかが問題になる。このセミナーでは、OECDモデル租税条約13条の適用を中心に、事例研究をおこなった。シナリオは3つある。第1に、非居住者が内国不動産会社の株式を譲渡する場合。第2に、国内不動産を所有する外国法人の株式を譲渡する場合。第3に、所有関係が間接的に連鎖する場合の株式譲渡益課税である。

4. 補論・米国の税制改革諮問委員会の議論

なお、居住地国の課税原則については、木曜朝のセミナーでも話題になった。そこでは、米国の税制改革諮問委員会の議論が紹介された。周知のように、米国連邦所得税は、居住者の全世界所得に課税するたてまえをとっている。これに対し、税制の大きなあり方の問題として、源泉地ベースのみの課税に切り替え、居住者についても国内源泉所得についてのみ課税するという選択肢が、税制改革諮問委員会の中で言及されている。

パネリストのPamela Olson氏によると、この選択肢が現実の政治過程で採択される可能性は、ほとんどないということであった。その理由は、企業にとって増税になるからである。現行法の下では、米国法人が積極的な事業活動の中で非関連者から外国源泉の使用料を受け取ると、その使用料にかかる外国源泉税は、一般的な控除限度バスケットの中に入り、低い税率で科された国外所得と平均化する形で外国税額控



除の対象となる（米国の外国税額控除におけるバスケットについては、Paul R. McDaniel and Hugh J. Ault, *Introduction to United States International Taxation*, 98 (Fourth revised edition, 1998)）。これに対し、国内源泉所得のみに課税すれば、外国においてグロスの金額に対して課される高い源泉税が、納めきりになる。そのため増税になり、多国籍企業が嫌うという。

この議論からも分かるように、米国では、国際課税原則の基本について議論が続いている。その背景として、幾つかの事件も生じている。

たとえば、特別措置として国外所得免除をしなくむことが、WTOによってクロ判定を出されつつづけている。そこで、全世界所得課税を攻撃する側は、米国企業の競争力を確保するために国外所得免除方式をとるべきだと主張する（この主張に対する冷静な評価として、Hugh J. Ault, *U. S. Corporate Taxation Reform from an International Perspective*, 租税法研究30号177頁 (2002年)）。

また、たとえば、これまで内国法人として事業をしていたものが、外国法人の形に転換し、国外逃避を図る。いわゆるcorporate expatriation and inversionである。そうすると、米国との関係では国内源泉所得についてのみ課税されることになる（これについては、Mihir A. Desai and James R. Hines, *Expectations and Expatriations: Tracing the Causes and Consequences of Corporate Inversions*, NBER Working Paper No. 9057, cited in Michael J. Graetz ed., *Foundations of International Income Taxation* 114 (2003)）。

このような事件に呼応するかのようには、有力な学者の中にも、全世界所得課税という基本原則につき、理論的な批判を加える者があらわれている（一連の議論の検討として、浅妻章如「全世界所得課税+外国税額控除の再検討」ファイナンス475号75頁 (2005年)）。

このような状況であるからこそ、現実の法形

成がどの方向に進んでいくか、方向感を持つことが大切である。この問題について、ブエノスアイレスから戻る際に、飛行場でHugh Ault教授の意見をうかがう機会があった。教授は、居住者への全世界所得課税を擁護する立場から次のように述べ、より詳しくは数年前に発表した論文を参照してほしいと指摘された（Hugh J. Ault, *U. S. Exemption/Territorial System vs. Credit-Based System*, *Tax Notes International*, 24 November 2003, 725）。

すなわち、国外所得免除方式に移行することで、米国の国際課税ルールがより簡素なものになるという主張が存在する。しかし、所得税の枠内で考える限り、この主張は誤っている。課税ルールが複雑になるか簡素になるかは、全世界所得課税をとるか国外所得免除方式をとるかによって決まるのではなく、その国の立法の起草スタイルによる。米国は、欧州の国々よりも細かいルールを置くことを常としているから、仮に国外所得免除方式を採用したとしても、ラフな割り切りに甘んじることなく、複雑な課税ルールを書き込むことになるであろう、というのである。そうであるならば、簡素な税制を目指すという目標からすると、国外所得免除方式がよいとは必ずしもいえないことになる。この議論は、先ほどの増税の点に加えて、米国法の進む方向を占う上で重要なポイントのひとつであると思われる。

III. 国際的企業買収

1. 多国籍企業の事業展開において避けられない課税問題

第2論題は、国際的企業買収の課税問題である。

国際的企業買収に携わるアドバイザーは、実際のリアルな取引を行っている。リアルなという意味は、事業目的をもつ取引が実際にあって、それに伴って課税問題が生ずるという意味である。いいかえると、税務上人為的なロスを計上

するためのタックス・シェルター商品などとは性質が異なる。企業買収の場合、ある国の事業を傘下におさめたいという事業目的がある。その事業目的を遂行する上で、どうすれば税引後利益を最大化できるかを考えている。だから、ビジネスの必要がないのに税務目的だけで不要な取引を構築し、商品として売り出すような場合とは、状況が異なる。

ところで、一国の中で企業買収をする場合にすら、会社法や証券法、租税法の問題はきわめて複雑である。ましてや、クロスボーダーの買収となると、大変な作業になる。business planningの腕のみせどころである。そこで、国際的企業買収にさいしては、関係国の専門家がお互いに協力しあうことが不可欠となる。

今回のIFAの研究では、幾つかの共通の取引パターンを想定して、それらが各国の税制上どう扱われるかを支部報告書にまとめた。これを読めば、各国でどう課税されるかの概要が分かる。こうして、各国の専門家が協力していく場合に、対話が容易になる。これが、今回の研究のねらいである。

国際的企業買収は、きわめて実務的な領域である。実際に買収案件を手がけた人でないと分からないことがたくさんある。優秀な実務家の秘伝あるいはノウハウに属するところが多い。こういった領域について、公開の場で広く議論することには、特に日本の視点からみたととき、次のような意味があるだろう。

それは何よりも、現実国際的M&Aを手がけている人たちの税務戦略を理解することである。たとえば、欧米の税務アドバイザーの行動様式をおさえていれば、仮に日本側として交渉相手になったときの対応は、格段に違ってくるだろう。これは、日本企業や日本企業の代理人にとって、重要なことである。しかも、ことからは、企業側だけに関係するわけではない。日本の租税政策を考える上で、企業買収についてこういった点が問題とされているか、どこにツボがあるかを知ることになる。

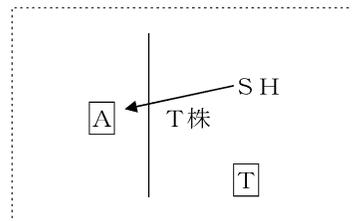
国際的企業買収の日本法上の課税関係については、プランニングの角度からの分析がすでに公表されている（西村総合法律事務所編『M&A法大全』396頁〈太田洋・小倉美恵執筆2001年〉）。今回のIFAの研究では、このようなプランニングの角度からの検討が、かなり包括的な形でなされた。すなわち、第1に、29カ国の経験が報告されたほか、EC法の状況が報告された。第2に、一方が他方を呑み込むという場合だけでなく、企業が対等の立場で共同事業を行う場合、つまり、いわゆるmerger of equalsについての分析が加わった。第3に、欧米における企業買収について、実例をふまえた議論がされている。

2. 4つのパターンと各国の対応

(1) 総括報告書の枠組

総括報告書は、国際的企業買収を、4つの取引パターンに整理して論じている。そのうち、会社を丸ごと買収してしまうやり方について、課税関係については次のような傾向があるとしている（Peter C. Canellos, General Report, in IFA, Tax treatment of international acquisition of businesses, Cahier de droit fiscal international, 40〈2005〉）。なお、以下において、取引の当事者を次の略称で呼ぶ。企業買収をかける側の取得会社（acquirer）をA社、企業買収をかけられる側の被取得会社（target）をT社、T社の株主をSHという。また、A社の居住地国をA国、T社の居住地国をT国という。

* ほとんどの国で、このような企業買収は、株式取得によってなされる。下図のようなイメージである。





なお、この図では、SHがT国の居住者と前提している。

- * この場合、A社としては、T社の保有する資産について、取得価額のステップ・アップを受けることができない。
- * T社の繰越欠損金など、納税者に有利な租税属性は生き残るが、その利用に制限が課される。
- * A社が企業取得の資金を借入金で賄う場合、T国で利子控除を利用するために、T国に現地法人を設立して、連結納税制度などを利用する。
- * 借入金について、過少資本税制の適用が問題になる。
- * double dippingのためにhybrid entityやhybrid securitiesを用いることがあるが、これに対する政府の対応は各国で異なる。
- * T社の資産の中に不要なものがある場合、スピンオフや会社分割によって、SHに資産を配る。
- * 会社分割に対して課税繰延措置を与える場合、T国は事業目的や利益継続性といった要件を設けていることが多く、場合によっては現地法人に対してのみ繰延を認める。
- * SHは通常、T株を引き渡してA株を受け取る取引について、課税繰延を受けるが、その適用には制限がある。
- * T国が所得税と法人税を統合している国である場合、SHは、A株が外国法人の株式であるため、配当についてのインプューション・クレジットがとれなくなる。

以上のような傾向があることを前提にして、今回の大会では、3つのセッションを設けた。第1に、火曜の午前に、企業取得の全般について4つのパターンをカバーする形で議論した。日本支部から、支部報告書を提出された渡辺幸則弁護士が、パネルに参加された。第2に、不要資産をスピンオフする場合のように、買収後にさらに組織再編する場合について、火曜の午後に別のセミナーを開いた。第3に、借入金を用

いて資金調達する場合について、水曜午後に別のセミナーを用意した。

なお、ご関心がおありになって報告書をご覧になる方のために、気がついたことを申ししておく。それは、総括報告書と当日のセッションでの議論との間に、分類軸の微妙なズレがあることである。総括報告書では、外国企業が内国企業に買収をかけてくる、いわばinboundの取引について、①ターゲットの全部を取得する場合と、②一部を取得する場合とを述べたのちに、視点を転じて、③内国企業が外国企業を買収するいわばoutboundの取引について論じ、最後に、④対等の企業合同について検討している。これに対し、当日のセッションでは、まず、ターゲットの全部を取得する取引について、①被買収側と②買収側についてそれぞれ論じ、しかるのちに、②ターゲットの一部を取得する場合に進み、最後に、④対等の企業合同について論じた。つまり、inboundかoutboundかという分類軸と、全部取得か部分取得かという2つの分類軸があるところ、総括報告書はinboundとoutboundで大きく分けておいて、全部か部分かで細分化する。これに対して当日の議論は、全部取得か部分取得かで大きく分けておいて、全部取得を、被買収側からと買収側から検討した。このように、同じ分類を用いながらも、配置のしかたが異なるわけである。

以下では、当日に議論された順番にそってみていく。

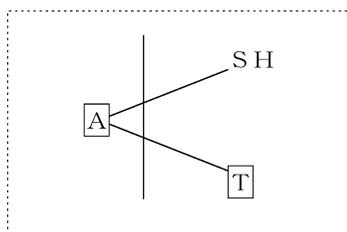
(2) 全部買収：Target側

火曜午前のセッションでは、第1に、ターゲット会社が丸ごと外国企業によって買収される場合につき、ターゲットの側から検討した。特に議論を集中したのは、買収をかけるその時点で、株主の課税関係がどうなるかである。

この点、SHがA社から現金を受け取ってT株を引き渡す場合、ほとんどの国で、SHは株式譲渡益に課税される。日本もそうである。これに対し、いくつかの国でSHが課税されないと報告されたが、よくきいてみると、個人の株

式キャピタル・ゲインについて非課税としているからであった。

SHがA社からA株を受け取ってT株を引き渡す場合、株式所有関係が国境をまたいでサンドイッチ状になる。図に描くとこのようになる。



これによって、国境をまたいでサンドイッチになるために、国内企業を買収するには生じないような追加的な課税がなされる。すなわちT国の源泉徴収、A国の課税、A国の源泉徴収、T国のインピュテーション方式不適用、T国での外国税額控除の限度額管理、である。このような追加的な租税コストを、カナダのパネリストは、tax inefficienciesと呼んでいた。もちろん、ビジネスをする側からみてinefficientだという意味である。税金をとる側からみると、efficientだという見方もありえないわけではない。しかし、課税がネックになって国際的事業展開を阻害してしまうと、大きな目でみて税金を確保することにならないし、それ自体、あまり筋のよい租税政策とはいえないだろう。

この問題に対処するため、カナダではexchangeable sharesが用いられる。これは、T社や、T国の内国法人が発行する株式であって、A株と同じ配当を支払うもので、A株と交換できるようにしくんであるものである。T社が発行している株だということになるとSHは内国法人から配当を受け取ることになり、サンドイッチ構造から生ずる国際課税の問題は生じなくなる。カナダではこのようなやり方を税務上も尊重している。もっとも、形式よりも実質を重んじる国では、これはT株ではなく実質は

A株だとして扱う可能性もあると指摘された。

(3) 全部買収：Acquirer側

火曜午前のセッションで第2にとりあげたのは、同じ全部買収を取得側からみた場合の留意点である。先にみたのが現地のターゲット側の視点であったのに対し、今度は視点を変えて、A社の側からみるわけである。

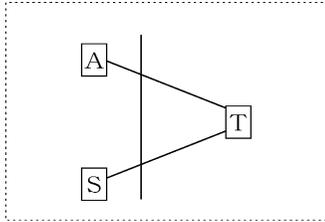
この場合、A社の関心は、T株を取得するその時点の取引そのものというよりは、T社を自らの傘下に組み入れたあとで継続的に生ずる関係にある。A社は、T社を買収して、これから継続的に事業展開していくことになる。それゆえ、買収時の課税関係だけに短期的な関心を持つというよりは、むしろ、既存の企業グループの中でT社をどのように位置づけ、税引後利益を最大化していけるか、という観点で物事を考える。

この観点から、A社は、幾つかの点を重視することになる。その1として、T社の保有資産についての税務上の取得価額をステップ・アップして、より多くの減価償却をとることを、A社は希望する。しかし、ほとんどの国で、株式取得についてはこのようなステップ・アップは認められていない。

その2として、ステップ・アップよりもさらに重要なポイントは、あとでA社が事業から撤収する場合であるという発言もあった。つまり退出戦略(exit strategy)としてT株を第三者に譲渡する場合に、その時点で課税されるかどうか、プランニングのポイントだということである。

その3として、T社がA社の居住地国に支店や子会社を有している場合には、別の形のサンドイッチが生ずる。子会社を有している場合を図にすると、次頁のようになる。

そこで、A社としては、T社を取得したあとで、企業グループの株式所有関係を再編し、追加的な租税コストがかからないように工夫することになる。これが、企業買収後に組織再編がなされる理由である。



(4) 部分買収

火曜午前のセッションで第3にとりあげたのは、部分買収である。ここに部分買収とは、T社の全部を買収するわけではなく、T社はなお存続するが、T社の事業部門がA社の支配下に入るという取引である。

全部買収の場合と異なり、この場合にはT社が存続するため、T社自身についての課税が問題となる。先ほどの全部買収では、株式取得による場合について、SH (T社の株主) の課税が問題になっていた。つまり、誰が課税されるかが、異なってくる。そしてそのために、部分買収の場合には、全部買収の場合とは、買収当事者間の交渉力学が違ってくる。

部分買収には、いろいろなやり方がある。T社の子会社株や事業部門をA社が買い取るやり方や、A社とT社がジョイント・ベンチャーを組むやり方や、T社を分割してターゲット事業だけを別会社にしておいて、その会社をA社が全部取得するやり方などである。

一般的に使われるやり方は、T社の子会社株をA社が買い取るやり方である。その対価としては、現金・債券・株式が使われる。ただし、T社が子会社株をA社に譲渡する場合に、譲渡益に課税が及ぶ可能性がある。この課税を避けることのできる例として、一般的に子会社株の譲渡益を非課税とする国や、課税繰延措置を設ける国の例が紹介された。

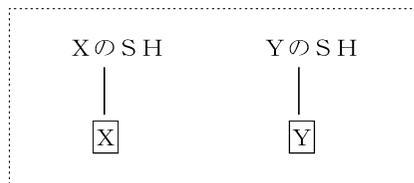
(5) 対等の企業合同 (merger of equals)

火曜午前のセッションで第4にとりあげたのは、merger of equalsという類型である。直訳すると平等合併とでもいうべきもので、要するに、いずれかが他方を支配するという関係にな

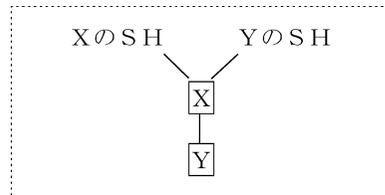
いま、対等の支配力を保持したままで事業を合同で行うという場合である。ただし合併といっても、会社法上の法律上の合併だけでなく、経済的に見て複数企業の事業が合同する場合を広く指している。そこで、ここでは、ふんわりとした言葉を用いて、企業合同と訳しておく。

この平等型の場合には、買収とは違って、両当事者の株主が、ほぼ同じ割合で株式を取得する。つまり、一方で、買収の場合には、T社の株主は、支配権を失う代わりにプレミアムを受け取る。これに対し、他方で、平等型の場合、いずれの株主にも支配プレミアムを支払わないようにする。

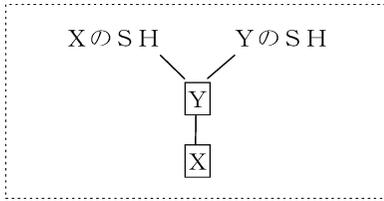
このように、当事者の力を対等のまま維持することに気を使って、次のようなやり方がとられる。その1は、いずれか一方が、他方を株式取得によって一体化するやり方である。いま、X社とY社が平等型で事業統合する場合を例示してみよう。図示すると、スタート時には次のようになる。



ここで、Xが親会社になる場合は、Xが、Y株主からY株を買い付け、その対価としてX株を渡す。その結果、下の図のようになる。

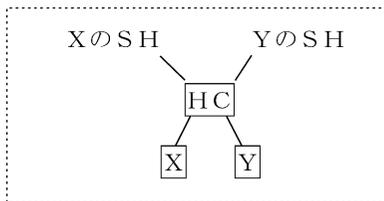


逆に、Yが親会社になる場合は、Yが、X株主からX株を買い付け、その対価としてY株を渡す。同じく図示すると、次のとおり。



このやり方については、どちらが親会社になるかが悩みどころになるという。また、課税との関係では、株主レベルでの譲渡益課税や、支配権の変動により会社の租税属性が使えなくなることが、留意点となる。

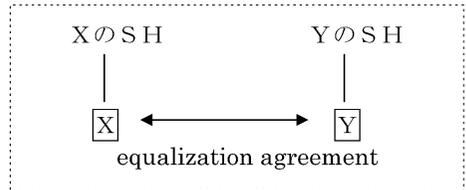
その2は、第三国に中立的な持株会社を新設し、その下に、既存のX社とY社をぶらさげるやり方である。



もちろん、この場合には、国境を越えて配当が支払われることによるサンドイッチが生じてしまう。しかし、それ以前に、このやり方には不満が多いと指摘された。というのは、X国の人も、Y国の人も、第三国のHCに仕事に移ってしまうことを嫌うからである。また、企業合同を完了したあとの状況を眺めると、X社の下でXの事業があり、Y社の下でYの事業がある、という形は変わっておらず、統合したという感じがしないからである。こういうわけで、このやり方は、通常、不満足なものであるという。

その3は、dual holding structureである。これは、既存の組織形態は動かさないまま、両者の株主に等しい権利を与えようとするものである。そのための工夫として、equalization agreementを結ぶ。これは、支払配当をいずれの株主に対しても等しくするための調整合意である。これに加えて、議決権の統一的行使につ

いて決めておく。図示すると、次のようになる。



そうすると、法形式の上ではXの株主だったり、Yの株主だったりするけれども、経済実質をみると、等しい権利を有する株主であるということになる。いずれも、X国とY国のそれぞれの域内で株式所有が完結しているから、国際課税にまつわる困難な問題を避けることができる、というわけである。ただし、このやり方にも問題があると指摘された。つまり、英国では、この取り決めに従って支払いを受けると、キャピタル・ゲインとして扱われ、逆に、支払いをしても控除できないというのである。

以上の議論がされるのは、背景として、実例が存在するからである。似たようなやり方を、オランダと英国の両方に本拠をもつRoyal Dutch/Shellが、長年用いてきた。この図でいうと、XやYがそれぞれ持株会社となって、傘下の関連会社を2極体制で束ねていた。もともと2004年10月に、両社の経営陣は、2つの会社を一個の親会社にまとめ、その親会社は英国で設立して税務上はオランダの居住者とする、という案を提案している。

3. 企業買収後の組織再編

休憩をはさんで、火曜午後のセミナーでは、企業買収後の組織再編について議論された。取得側のA社の観点にたつて、T社を買収したあとで、どのように組織形態を組み替えていくかである。事前に配られた論点ペーパーでは8つの論点が記されていたが、時間の関係で、実際には、次の4つをとりあげた。

(1) ターゲット利益の還流

第1は、ターゲット利益の還流である。先に

述べたように、T社がA国や第三国に支店や子会社を有している場合、T社を経由してグループ内で配当を支払うと追加的な課税がされる。そこで、A社の受け取る配当についての追加的な課税を減らすために、T社を買収した後に組織再編を行う。米国の例として、チェック・ザ・ボックス規則の適用などのテクニックが用いられると指摘された。

(2) 資産の整理統合

第2は、資産の整理統合である。これも先に触れたように、買収側の観点からみると、ターゲットの事業資産の中には、もちろん、それを手に入れたいがために、買収をかけたものがある。しかし、中には、買収側のコアビジネスにフィットせず、今後の事業展開の上で不要になるものもある。そのような場合、不要な部門はまとめて子会社の形にし、株主に配るといった再編を行う。こういった場合について、ベルギーと香港の租税条約が、配当についての源泉税をゼロにしていることや、米国が外=外の再編を容易にするための新規則を提案したことが、紹介された。

(3) 取得価額のステップ・アップ

第3は、取得価額のステップ・アップである。買収後に組織形態を変えることで、ターゲット資産の簿価を引き上げ、減価償却をより多く利用できるようにする。米国のパネリストは、ターゲット会社の株式を取得した場合において、内国歳入法典338条の選択によって、ターゲット会社が保有資産を売却したとみなして簿価をステップ・アップし、しかも、その時点では含み益の課税を繰り延べることができると指摘した。フランスのパネリストは、実務的には登録税が問題になると述べた。

(4) 負債のプッシュ・ダウン

第4は、負債のプッシュ・ダウンである。買収にかかる資金を「プッシュ・ダウン」して、T国で利子控除を受けられるようにする。そのために、A社がT国に買収子会社を置き、A社から融資したり、第三者から融資してもらった

りする。もっとも、ブラジルのパネリストは、このような負債にかかる支払利子は、事業に通常必要なものではないとして、当局が損金算入を否認する可能性があるとして述べていた。米国のパネリストは、買収子会社からT社への負債のプッシュ・ダウンは、連結納税制度が利用できる場合には不要であると発言した。

4. 企業買収の資金調達

水曜午後のセミナーでは、企業買収の資金調達について議論した。焦点は、T国において利子控除をどの範囲で認めるかであり、過少資本税制や利子源泉税が問題となる。

たとえば、ターゲット会社の居住地国が英国である場合について、2005年の新しい租税裁定ルールができたため、課税当局からOKがでるまで時間がかかるという。そこで、利子を実際に支払うまでに、6ヶ月から1年待つ必要があると指摘された。これに対しては、ビジネスの動きは速いので、1年もたてば状況が全く変化してしまうので、もっと早く対応してほしいという意見が表明された。

5. 日本への示唆

以上、この論題については、国際的企業買収にあたっての課税上の留意点を踏まえ、各国におけるプランニングの例が多数紹介された。多くの論点を含む盛りだくさんの議論であり、今後の日本の課税ルールのあり方を考えるうえでも、いくつか示唆が得られる。

たとえば第1に、株式交換型の国際的企業買収が頻繁に議論されていた。日本には、株式交換に関する租税特別措置法のルールが置かれているが(67条の9)、内国法人が内国法人を完全子会社化する場合を想定しており、外国法人による利用を必ずしも想定していない(増井良啓「租税政策と通商政策」小早川光郎他編『塩野宏先生古稀祝賀行政法の発展と変革下巻』537頁〈2001年〉)。ところで、株式交換・株式移転に関する課税ルールを法人税法本法に回収

し、組織再編税制として整合性をもつものに改正することが、継続的な立法課題となっている（水野忠恒『租税法（第2版）』451頁〈2005年〉）。検討をすすめる場合には、国際的側面にも留意すべきであろう。

第2に、買収後の不要資産の処理という局面で、スピノフが登場していた。日本法の下でも、株主に子会社株を分配するいわゆるスピノフについて、国税不服審判所平成15年4月9日裁決事例集65号84頁が公開されている。この裁決は、日本の居住者である個人株主がカナダの会社から子会社株の分配を受けたという事案について、配当として扱う旨の判断を下したものである。一般化すれば、外国会社からの分配であるという点と、組織再編の一環であるという点が、重要である。

前者については、日本所得税法上の配当の概念を外国法との関係でどう解すべきか、という問題がある。この点については、一般的に日本法上の実体基準に照らしてそれに類する外国の取引をとりこむ旨の規定を置いたうえで、個別的に要件を明確化し、さらに、内外での食い違いに対処することが必要であると考え（増井良啓「外国会社からの現物分配と所得税」税務事例研究84号41頁〈2005年〉）。後者については、外国会社法にもとづくスピノフが、所得税法25条1項2号にいう「分割型分割」にあたるかという論点がある（浅妻敬・坂本英之「外国法人の組織再編により関連会社株式の分配を受けた株式に対する配当課税」税研125号90頁〈2005年〉）。

今回のIFAの議論は、日本法上のこういった議論につながっていく。たとえば、日本法人の外国子会社が外国で合併した場合に、それを日本の法人税法との関係で適格合併とみることができるか（Yukinori Watanabe, Japan, in IFA, Tax treatment of international acquisition of businesses, Cahier de droit fiscal international, 411 〈2005〉）といった点は、まさにその典型例である。

これらの他にも、国際的企業買収をめぐる各国の経験からは、多くの示唆をくみとることができるだろう。繰越欠損金の扱い、会社資産の簿価ステップ・アップ、支払利子の控除、資金調達にあたってhybrid securitiesを発行する場合の問題などである。

しかし、個別的な論点にもまして重要なのはむしろ、国際的企業買収をめぐる大きな図柄である。すなわち、国際的企業買収に、どのようなタイプのものがあるか、また、それぞれに関する課税ルールについて、取得者側と被取得者側がどのような点を重視しているか、という骨格である。この点をめぐる考え方の筋道が公開資料となって記録に残ったことに、今回の研究の意義があるものと私は考える。

IV. その他のセミナー

1. IFA/OECD

水曜の午前に、IFAとOECDの共同のセミナーが開かれた。このセミナーは、例年開かれるもので、2部構成である。

第1部では、OECDの最近の活動を紹介した。その内容については、すでに2005年9月23日付けで、Lee Sheppard氏が記事を書いている（2005 TNT 184-6）。そのため、ここではポイントだけを摘記しておく。

以下の点が紹介された。

- * 過少資本税制と移転価格の相互関係についてガイダンスを作成中。
- * 仲裁に関するプロジェクトが進行しており、OECDモデル条約25条に仲裁条項を挿入することを検討中。
- * PEに対する利益の帰属についての4つの報告書ができたので、それをうけてcommentaryを修正するよう作業中。
- * OECDモデル条約15条の給与所得条項について、2004年討議ドラフトを改訂中。
- * OECDモデル条約の新しい版が2005年7月に確定し、9月に公開された。26条の情報

交換条項で、加盟国は銀行秘密を理由に情報提供を拒むことができないこととするなど、いくつかの変更が加えられた。

第2部では、租税条約の「使用料」の定義をめぐって、無形資産の関係する支払いを題材に事例研究をおこなった。「使用料」にあたれば、OECDモデル条約や新日米租税条約の下では、源泉地国は課税できなくなる。しかし、技術輸入国は、租税条約上も、源泉地国として課税する権利を留保していることが多い。その場合、条約上「使用料」に該当するかどうかは、「PEなければ課税なし」の原則の妥当する事業所得との区別などにおいて、課税関係の違いをもたらす。

検討された事例は、次のようなものである。ソフトウェアの販売会社が、あるドメイン名を使って販売しようとしたところ、すでに同じドメイン名を取得している外国法人があった。そこで、そのドメイン名を独占的に使うために、当該外国法人に対して、支払いをなした。この場合の支払いが、「使用料」にあたるかが議論された。

パネルの結論は、これは「使用料」ではなくサービスの対価だというものである。もっとも理由付けはパネリストによって異なった。ある人は、「利用に応じて支払うものではないから」と述べていた。別の人は、「この例では、支払いがなければ物理的にそのドメイン名を使うことができないのであって、特許権や著作権のように、無断で権利の侵害ができるタイプの事案とは違う」と述べていた。

他にも、顧客名簿を譲り受ける場合に支払う対価が「使用料」にあたるか、通信衛星の利用をめぐる支払いが「使用料」にあたるかといった問題が、議論された。通信衛星に関しては、インド・中国・ドイツで、すでにいくつか判決が出ているという。

2. 国際課税の最近の展開

数年前から、「国際課税の最近の展開」とい

うセミナーがはじまり、なかなか好評で、定番となっている。これは、国際課税に関する最近の立法や判決などのうち、参加者の関心の高い重要なものを取りあげて、短くコメントするというものである。先に紹介した2つの大きな論題は、それぞれに長い時間をかけて準備され、多くの関係者がつくっていく。これに対し、このセミナーは大会の直前に生きのいい話題を取り上げ、報告者とコメントーターを指名する。小回りのきく機動的なものである。

今回は、4つの話題を取りあげた。

第1は、米国の税制改正について、法人税収が好調なことや、個人に対するAMTの適用例が増加しそうなことなどが紹介された。また、税制改革諮問委員会の活動について、紹介された。この委員会については、日本租税研究協会でも報告されているし（羽深成樹「米国における税制改革論議の動向について」租税研究671号9頁〈2005年〉）、全世界所得課税の見直し論との関係で先にII 4で言及した。

第2は、欧州裁判所のD氏事件に対する判決である（ECJ, 5 July 2005, Case C-376/03）。ドイツ居住者のD氏がおり、そのほとんどの財産はドイツに所在していたが、若干の財産がオランダに所在していた。そして、このD氏に対して、オランダが財産税を課す場合に、人的控除を与えていなかった。D氏は、その取り扱いがEC条約に反すると主張して争った。理由とするところは、居住者と非居住者の間で差別しているというものである。加えて、オランダはベルギーとの条約では人的控除を認めていたので、最恵国待遇によって、ドイツの居住者にも同じ利益を与えるべきだというものである。この争いについて、欧州裁判所は、EC条約違反にはならないとした。この判決を大きな目でみると、国内立法がEC条約に反するという判断を続けてきたこれまでの流れに対し、すこし待ったをかけた格好になる。

第3は、UBS事件である。スイス法人が英国にPEを有しており、英国会社から配当を受

け取った場合にインピュテーション方式における税額控除を与えるべきかどうかが争われた。この点につき、2005年5月に英国の裁判所が、租税条約の無差別条項の解釈上、税額控除を与えなければならないとした。しかし、条約の内容が国内法化されていないとして、結論としては、納税者が負けた。国内法化されていないことを理由に納税者が敗訴するのは、英国が一般的に、条約が国内法上の効力をもたないいわゆる「変形型」の国だからである（小寺彰『パラダイム国際法——国際法の基本構成』50頁〈2004年〉）。この事件について、オーストラリアのRichard Vann教授がコメントし、英国は条約で約束したことを国内法で取り入れていないわけだから、いわば“treaty override”だといって、ユーモアたっぷりに批判した。オーストラリアも「変形型」の国に属するから、いわば身内からの友愛的批判のように聞こえた。なお、日本は、条約は国内法上効力をもつ「受容型」の国に属する。

第4は、これも租税条約の無差別条項に関するもので、ドイツ財政裁判所2003年1月29日の判決である。ドイツ連結納税制度の適用範囲が争われた。当時のドイツ法人税法は、米国で設立された会社がドイツに経営を移転した場合について、機関法理の適用を認めていなかった。これが、租税条約の無差別条項違反になるとされた。その後、法律が改正されている。

3. 納税者の権利

月曜の午後には、納税者の権利に関するセミナーが開かれた。特徴的なのは、国際取引に関する問題を扱っていたことや、人権条約の適用可能性を論じていたことである。たとえば、租税条約上の情報交換において、納税者の自己情報管理権がどの程度保障されるか。また、租税条約上の相互協議は納税者を拘束するか、国内争訟の手だてを自発的に放棄する取り扱いに欧州人権規約上の問題はないか、といった点である。

4. 経済共同体における税制の調整

水曜の午後には、経済共同体における税制の調整について議論した。欧州統合の下での付加価値税の調整の経験や、米国連邦制の下での州税の調整の経験を踏まえ、南米のMercosurでどういう改革の道筋がありうるかを探った。

印象に残ったのは、2点である。

第1に、Mercosurにおいて付加価値税を調整する上で、ブラジルが大きな障害になっている。これは、ブラジルが連邦制をとっており、付加価値税を課しているのが地方政府であるからである。むしろ、地方政府が相互に競争を繰り広げているのが実態だという。

第2に、米国の州税相互の調整について、税目ごとの比較をしていたことである。個人所得税や法人所得税については、連邦の課税ベースをモデルにするなど、かなり調整がとれているが、小売消費税については、かなりばらばらである。各州が補助金や租税誘因措置を設けることで企業誘致競争に走ることへの規制は、きわめてゆるい。

なお、パネリストの一人である地方税の大家Walter Hellerstein教授は、会議の終わりに「統合市場の下では独立当事者間基準はうまくいかず、定式分配法が必要だ」と強く主張していた。これを日本法に引きつけていえば、日本の事業税では、地方団体間の税収按分基準を国レベルで設けている。そういった共通の定式を用いることが望ましいというのである。

5. 租税条約における翻訳

公式のプログラムではないが、IFAの姉妹機関であるIBFDが、租税条約における翻訳について本を出した機会に（IBFD, Multilingual Texts and Interpretation of Tax Treaties and EC Tax Law 〈2005〉）、セミナーを開いていた。

OECDモデル租税条約は、英語とフランス語が正文である。最近、OECDモデル租税条約コメントリーをスペイン語に翻訳するプロジェク

トが完了したという。その責任者がパネリストとして作業内容を報告した。それによると、スペイン語を用いるラテン・アメリカの国から何人かがチームを組んでチェックしたところ、既存の訳語にかなりの間違いが発見された。そこで、それらについて検討し、統一訳を作成したという。

これに対し、スイスの著名な元租税条約交渉担当者によると、ドイツ語への翻訳は、かつてはドイツ・オーストリア・スイスが協力してつくっていた時期もあったが、最近では、各国でばらばらになっていると指摘された。

法は言語によって規定される。ゆえに、この問題は、かなり奥が深い。たとえば、租税条約には、役員報酬についての規定がある。ところが、会社の役員をどのような専門用語で表すかは、各国の会社法制のあり方によって、かなり違う。同じような言葉を用いていても、意味や機能が異なることがある。セミナーでは、他にもそういった例がいくつもあげられた。

OECDモデル租税条約のコメントリーの日本語訳は、日本租税研究協会が出版している（川端康之監訳『OECDモデル租税条約2003年版（所得と財産に対するモデル租税条約）』（2003年））。これは、重要な貢献である。このセッションでは、各国で同じような取り組みがなされていることが分かった。しかも、一方向に翻訳するだけでなく、お互いの中での概念の微妙な差異について、対話が始まっている。

V. 今後の予定

次回の大会は、2006年9月17日から21日、アムステルダムで開かれる（<http://www.ifa2006.nl>）。大きな論題としては、「債務リストラの課税関係」と「PEへの利益の帰属」を

取り上げる。

2年後の2007年9月30日から10月5日には、京都大会が予定されている（<http://www.ifa-kyoto.jp>）。各国の専門家に対して、日本市場と日本法の重要性を示す良い機会となるであろう。

———— * ———— * ————

[追記]

(1) IFAブエノスアイレス大会については、その後も、使用料の課税や源泉地課税を中心に報告がなされている（Lee Sheppard, *Revenge of the Source Countries, Part 2: Royalties, Tax Notes, October 3, 2005, 34*; Lee Sheppard, *Revenge of the Source Countries, Part III: Source as Fiction, Tax Notes, October 17, 2005, 301*）。

(2) 米国の税制改革諮問委員会は、11月1日に報告書を公表した（<http://www.taxreformpanel.gov>）。2つの案を提示しており、そのうち、所得税簡素化提案は、法人税をterritorial systemにし、外国で稼得した積極的事業所得を免除するという内容である（報告書第6章132頁）。

(3) 国際的企業買収の課税について、渡辺健樹「国際間の株式を対価とする企業買収と課税および会社法——三角合併を中心として」中里実・神田秀樹編著『ビジネス・タックス』176頁（2005年10月）に接した。同論文は、逆三角合併、すなわち、外国買収会社（A）が日本に買収子会社（S）を設立し、Sを日本のターゲット会社（T）に吸収合併させ、T社の株主に対してA株を配る方式を、立法論として認め、原則として適格組織再編に取り込むべきであると主張している。

